

## 芝浦工業大学校友会 広島支部 会則

- 第1条 名称 本会は 芝浦工業大学校友会 広島支部と称する。  
2. 支部のもとに備後分会を設ける。
- 第2条 目的 本会は会員相互の親睦を図りかつ、芝浦工業大学および芝浦工業大学校友会の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 事務局 本会の事務局は広島県内に置く。
- 第4条 会員 本会は次の会員をもって組織する。  
(1)学校法人芝浦工業大学の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む）を卒業した者。  
(2)学校法人芝浦工業大学の設置する学校に関係の深い者で役員会において承認された者。  
(3)本会事業に寄与したと認められる会員を名誉会員とし、その中で支部長経験者を名誉顧問とする。
- 第5条 役員 本会は次の役員を置く。  
支部長1名、副支部長2名以内、相談役2名以内、役員顧問2名以内、学科幹事（正副）22名以内、会計幹事1名、会計監査役2名、事務局長1名、事務局2名以内、備後分会1名
- 第6条 役員の任期 役員の任期は2年とする、ただし再任は妨げない。
- 第7条 役員の選出 本会の支部長は総会に於いて選出する。  
2. 副支部長、相談役、学科幹事、会計幹事、会計監査役、事務局長は支部長が指名する。
- 第8条 役員の職務 支部長は本会を代表し統括する。  
2. 副支部長は支部長を補佐し支部長事故ある時はその職務を代行する。
- 第9条 役員顧問 支部長は総会に諮って支部の役員顧問を置くことができる。
- 第10条 総会 総会は毎年1回開催する。ただし必要に応じて臨時総会を開催することがある。  
2. 総会は支部長が招集する。  
3. 会議の議長は支部長がこれに当る。
- 第11条 承認事項 総会に提出してその承認を受けなければならない事項は次の通りとする。  
(1)前年度の事業および決算報告  
(2)新年度の事業計画および予算案  
(3)役員および顧問の承認

#### (4)会則の改廃

- 第 12 条 議 決 総会の議決は出席会員の過半数の同意を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 第 13 条 議事録 議事録は事務局が作成する。
- 第 14 条 役員会 役員会は支部長の招集により開催し会務の運営および企画の審議に当る。  
2. 役員会は総会に代わって必要事項を議決する事ができる。  
3. 役員会の議決は出席役員の過半数をもって決し、可否同数の時は支部長の決するところによる。
- 第 15 条 運 営 本会の運営費は会費と寄付金およびその他収入をもって当てる。  
2. 運営上必要が生じた事項は役員会に諮って規則および内規を定めることができる。
- 第 16 条 会 費 会員は会費を遅滞なく納入するものとする。  
2. 会費は年会費 3,000 円とする。ただし、名誉会員はこれを徴しない。
- 第 17 条 年 度 本会の事業及び会計年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日までとする。

#### 付則

本支部の会則は昭和 57 年 11 月 20 日から施行する。

本会則は平成 8 年 11 月 22 日から施行する。

改正 2. 平成 10 年 11 月 20 日 第 2 条 目的 一部追加

改正 3. 平成 11 年 12 月 05 日 第 15 条 会費変更

改正 4. 平成 12 年 11 月 24 日 第 3 条 事務局の表現変更

改正 5. 平成 18 年 11 月 10 日 第 4 条・第 15 条 名誉会員の追加、第 11 条 語句の変更、第 12 条 役員会の議決の追加、第 14 条 細則・内規の追加

改正 6. 平成 21 年 11 月 07 日 第 12 条 議決、前条へ繰上げ、第 13 条 議事録を追加、第 14 条以下繰り下げ

改正 7. 平成 24 年 11 月 02 日 第 1 条に 2 項を追加する。

改正 8. 平成 26 年 11 月 07 日 第 4 条・第 11 条 番号を ( ) 番号に変更、第 5 条 役員の上限設定および相談役の追加、第 7 条 項番号の付与および相談役の追加、第 8 条 項番号を付与、第 10 条 項番号の付与および語句の変更

改正 9. 平成 28 年 11 月 18 日 第 1 条 名称の変更

「芝浦工業大学 校友会広島支部」を「芝浦工業大学校友会 広島支部」に変更する。

第 3 条 事務局の設置場所の変更

- 第5条 役員の数変更
- 改正10. 平成30年11月16日 第4条(2) 誤記訂正 幹事会→役員会  
第4条(3) 名誉顧問についての規定を追加する。  
第5条 役員を追加、名称の変更  
第7条 名称変更 幹事→学科幹事、会計監査→会計監査役、  
事務局→事務局長  
第9条 名称変更 顧問→役員顧問  
第14条2項 誤記訂正 変わって→代わって
- 改正11. 令和5年11月16日 第4条(3) 名誉顧問、名誉会員の定義変更  
第5条 役員の数変更

本会則の変更(改正11)は令和5年度(自令和5年10月1日)から適用する。